

「消費税率軽減税率制度」は

すべての事業者

いよいよ!

10月1日から

消費税率 10%への引き上げに伴い 軽減税率スタート

の方に関係があります!

● 飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方へ

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)の対象品目があれば(贈答用の食品や接客時の茶菓の購入など)、消費税納税額の計算に影響するため、仕入れや経費を税率ごとに区分して記帳する「区分経理」が必要です。

飲食料品の取扱い(販売)がある事業者の方へ

売上・仕入商品に係る税率区分(軽減税率対象品目の有無)の確認、商品管理や販売方法の見直し、経理処理の見直し、軽減税率対策補助金の確認など、様々な対応が必要です。

● 免税事業者の方へ

免税事業者の方についても、軽減税率の適用となる商品を販売する場合、取引先から、「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した税込対価の額」を記載した請求書等(区分記載請求書等)の交付を求められる場合があります。

● 個人事業者の方へ(令和元年分の消費税確定申告書の作成から影響します)

消費税確定申告書は、これまで、「青色申告決算書・収支内訳書」等から「課税取引金額計算表」等へ転記する手順で作成しておりましたが、軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分していない「帳簿」、「青色申告決算書・収支内訳書」では「課税取引金額計算表」へ転記して作成できなくなるため、注意が必要です(税率ごとに「区分経理」された帳簿(元帳等)が必要)。

軽減税率への対応はお済みですか?

以下の説明会では、基本的な内容(第一部)と実務的な内容(第二部)に分けて説明いたします。

※ いずれも予約は不要で、第一部のみ、第二部のみの参加も可能です。

開催日時	説明内容	開催場所	定員
8月27日(火)	【第一部】 軽減税率制度の概要	たつの市揖保川総合支所 (4Fふれあいホール) たつの市揖保川町正條 279 番地 1	100名
	【第二部】 区分経理と申告書の作成方法(実務的)		
9月4日(水)	【第一部】 軽減税率制度の概要	宍粟市役所(4F会議室) 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6	100名
	【第二部】 区分経理と申告書の作成方法(実務的)		
9月6日(金)	【第一部】 軽減税率制度の概要	太子町立文化会館 (2F研修室) 揖保郡太子町鶯 1310 番地 1	100名
	【第二部】 区分経理と申告書の作成方法(実務的)		

【お問い合わせ】 龍野税務署 法人課税第一部門 Tel 0791-62-0774(ﾀﾞｲヤルｲﾝ)

共催：龍野税務署・たつの市・宍粟市・太子町・龍野納税協会